

協議第32-1号

各種事務事業の取扱い 都市建設関連
公営住宅の管理の取扱いについて

各種事務事業の取扱い（都市建設関連）公営住宅の管理の取扱いについて、
下記のとおり、修正して提案する。

平成20年12月24日提出

長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会
会 長 川 島 信 也

記

各種事務事業の取扱い（都市建設関連）公営住宅の管理の取扱いにおける具
体的な調整方針については、別紙のとおりとする。

3 2 各種事務事業の取扱い（都市建設関連）＜抜粋＞

(6) 都市建設関連については、下記のとおりとする。

No.	整理項目名	協議項目名	事務事業の現況							具体的な調整方針（修正案）	協議書ページ （別冊）	
			主たる指標	長浜市	虎姫町	湖北町	高月町	木之本町	余呉町			西浅井町
2	住宅に関すること	公営住宅の管理の取扱い	戸数	356	182		15	137	24		<p>公営住宅の管理については、合併時に長浜市の制度に統一する。ただし、入居者への周知を要する規定については、1年間程度の周知期間を設ける。なお、合併時まで、未収金の収納、適正な入居管理等に努める。一方、<u>そのチェック体制を整備するとともに、協議会に報告を行うものとする。</u></p>	36
			滞納額 (H19年度末) (千円)	7,566	2,739			0	71,464	0		

長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会の調整方針（抜粋）

協議項目	32-1 各種事務事業の取扱い	専門部会	都市建設
関係項目	(6) 都市建設関連（住宅に関すること）	分科会	建築住宅

区分	構成市町の現況			調整の具体的内容																					
	長浜市	虎姫町	湖北町																						
公営住宅の管理の取扱い	<p>■公営住宅法に基づき設置。 10団地356戸を建設・管理している。</p> <p>・期限の定めのない入居契約である。</p> <p>・入居者資格</p> <p>①市内に住所を有するか市内の事業所に勤務し、市町村税等の滞納のないこと ②暴力団員でないこと ③同居親族があること ③同居親族があること ④所得月額が20万円以下であること ⑤住宅に困窮されていること</p> <p>・同居条件</p> <p>①3親等以内の親族 ②入居資格収入を超えない ③明渡し請求条件に該当しない ④暴力団員でないこと他</p> <p>・承継条件</p> <p>①入居者の配偶者予定者・高齢者・若年者・障害者 ②同居1年以上 ③承継者の収入が入居条件の収入を超えない ④明渡し条件に該当しない他</p>	<p>■10団地182戸を建設・管理している。</p> <p>・入居者資格 長浜市と同じ。</p> <p>・同居条件</p> <p>①3親等以内の親族 ②入居者に扶養義務が生じ引き取る親族 ③入居資格収入を超えない ④明渡し請求条件に該当しない</p> <p>・承継条件</p> <p>①入居者との同居期間が1年以上の者 ②承継世帯の収入が高額世帯に該当しないこと ③明渡し条件に該当しない</p>	<p>対象事業なし</p>	<p>■1団地15戸の中層耐火住宅を平成8年に改築し管理している。</p> <p>・入居者資格 長浜市と同じ。</p> <p>・同居条件 町長の承認</p> <p>・承継条件 町長の承認</p>	<p>公営住宅の管理については、合併時に長浜市の制度に統一する。ただし、入居者への周知を要する規定については、1年間程度の周知期間を設ける。なお、合併時まで、未収金の収納、適正な入居管理等に努める。<u>一方、そのチェック体制を整備するとともに、協議会に報告を行うものとする。</u></p>																				
	<p>木之本町</p> <p>■6団地137戸を建設・管理している。</p> <p>・入居者資格 長浜市と同じ。</p> <p>・同居条件</p> <p>①6親等以内の親族 ②婚姻の予定のあるもの</p> <p>・承継条件</p> <p>①6親等以内の親族 ②同居期間1年以上当初から同居</p>	<p>余呉町</p> <p>■1団地36戸を建設・管理しているが、平成20年度に2棟8戸を取り壊し予定である。</p> <p>・入居者資格 長浜市と同じ。</p> <p>・同居条件</p> <p>親族以外の者は公営住宅法施行規則第10条</p> <p>・承継条件</p> <p>公営住宅法施行規則第11条の承認</p>	<p>西浅井町</p> <p>対象事業なし</p>	<p><参考> 公営住宅戸数</p> <table border="1"> <tr><td>長浜市</td><td>356戸</td></tr> <tr><td>虎姫町</td><td>182戸</td></tr> <tr><td>高月町</td><td>15戸</td></tr> <tr><td>木之本町</td><td>137戸</td></tr> <tr><td>余呉町</td><td>24戸</td></tr> <tr><td>計</td><td>714戸</td></tr> </table> <p><参考> 公営住宅使用料 未収金</p> <table border="1"> <tr><td>長浜市</td><td>7,566千円</td></tr> <tr><td>虎姫町</td><td>2,739千円</td></tr> <tr><td>高月町</td><td>0千円</td></tr> <tr><td>木之本町</td><td>71,464千円</td></tr> <tr><td>余呉町</td><td>0千円</td></tr> </table>		長浜市	356戸	虎姫町	182戸	高月町	15戸	木之本町	137戸	余呉町	24戸	計	714戸	長浜市	7,566千円	虎姫町	2,739千円	高月町	0千円	木之本町	71,464千円
長浜市	356戸																								
虎姫町	182戸																								
高月町	15戸																								
木之本町	137戸																								
余呉町	24戸																								
計	714戸																								
長浜市	7,566千円																								
虎姫町	2,739千円																								
高月町	0千円																								
木之本町	71,464千円																								
余呉町	0千円																								